

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 14 日 (火) 第 123 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

<b>告 示</b>	
○土地改良区の役員の就退任の届出	(農地整備課取扱い) 1
○地籍調査の成果の認証	(農地保全課取扱い) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い) 2
○道路の供用の開始 (2件)	(道路維持課取扱い) 2
<b>公 告</b>	
○一般競争入札公告 (3件)	(監理課取扱い) 3 (消防保安課取扱い) 5 (県立武岡台養護学校取扱い) 8
<b>監 査 委 員 公 表</b>	
○監査結果の報告に係る措置の公表 (2件)	(監査委員事務局取扱い) 11
<b>公 安 委 員 会 告 示</b>	
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い) 16
<b>労 働 委 員 会 告 示</b>	
○鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示	(労働委員会事務局取扱い) 16

## 告 示

### 鹿児島県告示第676号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上荒土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 就任した役員の氏名及び住所  
 監事 松尾 博敏 曾於郡大崎町野方6711番地4  
 監事 吉川 和敏 曾於市大隅町荒谷998番地1  
 (任期 令和2年4月11日から令和5年4月10日まで)
- 退任した役員の氏名及び住所  
 監事 櫛山 信哉 志布志市有明町山重10837番地  
 監事 松尾 博敏 曾於郡大崎町野方6711番地4

### 鹿児島県告示第677号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査(地籍調査)の成果を認証した。

令和2年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西之表市	平成30年6月5日から	地籍図及	西之表市住吉の一部	令和2年

	令和 2 年 2 月 22 日まで	び地籍簿		7 月 3 日
垂水市	平成 30 年 7 月 18 日から 令和 2 年 2 月 10 日まで	地籍図及 び地籍簿	垂水市中俣の一部	令和 2 年 7 月 3 日
奄美市	平成 30 年 6 月 1 日から 令和 2 年 2 月 18 日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市笠利町大字和野, 大 字屋仁及び大字万屋の各一 部	令和 2 年 7 月 3 日
宇検村	平成 30 年 8 月 31 日から 令和 2 年 2 月 25 日まで	地籍図及 び地籍簿	宇検村大字生勝の一部	令和 2 年 7 月 3 日
宇検村	平成 30 年 9 月 10 日から 令和 2 年 2 月 25 日まで	地籍図及 び地籍簿	宇検村大字名柄の一部	令和 2 年 7 月 3 日
大和村	平成 26 年 5 月 23 日から 平成 28 年 2 月 17 日まで	地籍図及 び地籍簿	大和村大字大和濱の一部	令和 2 年 7 月 3 日

## 鹿児島県告示第 678 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 7 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿島上甕線	薩摩川内市上甕町平良字岩 屋 654 番 2 地先から 649 番 4 地先まで	前 後	9.8~32.8 9.1~38.8	159.2 193.1

## 鹿児島県告示第 679 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 7 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	鹿島上甕線	薩摩川内市上甕町平良字岩屋 654 番 2 地先から 649 番 4 地先まで	令和 2 年 7 月 14 日

## 鹿児島県告示第 680 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 7 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日

国道 | 270号

南さつま市金峰町新山字加賀町209番1地先から同  
市金峰町中津野字ウカリ606番1地先まで令和 2 年  
7 月 14 日

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（電子入札システム用機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守） 一式

## (2) 調達をする特定役務の特質等

入札説明書による。

## (3) 履行期限

入札説明書による。

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

## (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

## (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

## (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和2年8月5日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県土木部監理課入札・指導係

鹿児島県鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3508

ファックス番号 099-286-5617

## (3) 申請書類の受付期間

令和2年7月14日から同年8月5日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に

間に合わないことがある。

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県監理課入札・指導係  
鹿児島県鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

##### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

##### (4) 入札書の提出期限

令和2年8月25日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

##### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年8月26日午前10時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎15階）土木部建築課入札室

##### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

#### 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

#### 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

##### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県土木部監理課入札・指導係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3508  
ファックス番号 099-286-5617

#### 14 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:  
Lease covering Hardware and Software for Electronic Bid System, 1 set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) FULFILLMENT PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 25 August 2020
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Public Work Administration Division  
Public Works Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-3508  
FAX 099-286-5617

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
水槽付消防ポンプ自動車（水 I - B 型） 1 台
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
  - (4) 納入しようとする物品等の機能等証明書を令和 2 年 8 月 5 日午後 5 時 15 分までに 4 の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 7 月 14 日から同月 29 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県消防学校総務課  
日置市東市来町長里1020番地 1 郵便番号 899-2202
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
令和 2 年 8 月 24 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 令和 2 年 8 月 25 日午後 2 時  
イ 場所 鹿児島県消防学校（本館 2 階演習室）
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(ア) 交付場所 (2)に同じ。  
(イ) 交付期限 令和 2 年 8 月 3 日午後 5 時 15 分
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4 の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。  
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県消防学校総務課  
日置市東市来町長里 1020 番地 1 郵便番号 899-2202  
電話番号 099-274-4331  
ファックス番号 099-274-6260
- 13 その他  
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
1 Fire pump car
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 24 August 2020
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Kagoshima Prefectural Firefighter's Training School  
Crisis Management and Disaster Prevention Department  
Kagoshima Prefectural Government  
1020-1 Higashiichikicho Nagasato, Hioki City, Kagoshima Prefecture 899-2202 Japan  
TEL 099-274-4331  
FAX 099-274-6260

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により，特定役務の調達について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 7 月 14 日

鹿児島県立武岡台養護学校長 迫田博幸

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
陸上運送サービス（鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務） 一式

- (2) 調達をする特定役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで  
なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
  - (4) 履行場所  
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県立武岡台養護学校事務室  
鹿児島市小野町 2760 番地 郵便番号 890-0022  
電話番号 099-282-0440  
ファックス番号 099-282-0452
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和 2 年 7 月 29 日から同年 8 月 21 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までとする。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県立武岡台養護学校事務室  
鹿児島市小野町 2760 番地 郵便番号 890-0022
  - (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
  - (4) 入札書の提出期限  
令和 2 年 8 月 27 日午後 4 時 50 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに

必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 8 月 28 日 午後 2 時

イ 場所 鹿児島県立武岡台養護学校会議室  
鹿児島市小野町 2760 番地

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ

(イ) 交付期限 令和 2 年 7 月 31 日 午後 4 時 50 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立武岡台養護学校事務室  
 鹿児島市小野町2760番地 郵便番号 890-0022  
 電話番号 099-282-0440  
 ファックス番号 099-282-0452

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

## (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

To drive the school bus for the Kagoshima Prefectural Takeokadai Special Needs School,  
 1Set

## (2) FULFILLMENT PERIOD:

From 1 January,2021 to 31 March,2023

## (3) FULFILLMENT PLACE:

As indicated in the tender explanation sheet

## (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

4:50 p.m. 27 August,2020

## (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Takeokadai Special Needs School  
 2760 Onocho,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-0022 Japan  
 TEL 099-282-0440  
 FAX 099-282-0452

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第7号

令和2年3月26日付け監査第127号の監査結果に基づき、令和2年5月18日付け鹿教総第97号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月14日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大 菌 豊
同	寺田洋一
同	成尾信春

## 指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
市来農芸高等学校	現金収納した生産物売払収入について、金融機関への払込みがなされていないものがある。（1件 8,410円）	1 平成30年度は農業科職員と担当事務職員のみで売上金の引継ぎを行っていたが、今後は事務長等の立会いの下、売上金の引継ぎを行うとともに、売上金と同時に農業科職員から提出される生産物処理票の写しを取り、担当事務職員がその写しに受領印を押印し、農業科職員が保管することとした。 2 売上金を引き継いだ時は、可能な限り即日金融機関に払い込むようにし、金融機関の営業時間外に売上金の引継ぎを行った場合は、即時事務室金庫に収納し、事務長を含む複数人で確認を行い、必ず金融機関の翌営業日には払込みを行うよう、事務室全体で共通理解を図った。

## 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
霧島自然ふれあいセンター	交通事故により、公用車等に損害が発生している。(1件 県負担額571,579円)	事故当事者に対する指導を実施するとともに、全職員に対し、未然防止のための具体的な安全運転方法を指導するなど、交通事故防止のための注意喚起を行った。
鹿児島水産高等学校	平成30年度に支払うべき委託料を、令和元年度に支払っているものがある。(1件 159,408円)	1 支払確認表を作成し、複数の職員で業務の進捗状況を確認するなど、事務室内での相互確認及び業務管理の徹底を図った。 2 再発防止の視点で所属長等が確実な確認を行い、実効性のある自主検査の強化、所属相互間の自主検査でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理がなされているか確認することとした。
加世田常潤高等学校	平成30年度と同様、報償費の支払が遅延しているものがある。(5か月以上1件、4か月以上2件)	担当者と福祉科職員との連携不足や、担当者の認識不足により、支払遅延が生じたため、今後は担当者と福祉科職員と連絡を密に取り合い、介護実習終了後、速やかに報償費を支払うようにするとともに、担当者だけでなく、事務室内でも事務処理の進行状況について声掛けをしながら相互確認を行うように、共通理解を図った。
薩南工業高等学校	建物使用料について、納入が遅延しているものがある。(5か月以上1件)	全ての歳入について、日々財務会計システムから配信される「所属別収納済一覧表」を確実にチェックするとともに、毎月会計課から返送される領収済通知書との照合も行うよう、事務室全体で共通理解を図った。 また、納入期日ごとの一覧を作成し、未納のものについては納入期限前までに督促し、期限内の納入を促すよう努めている。
鶴翔高等学校	原材料費等の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上1件、3か月以上1件、2か月以上1件、1か月以上1件)	毎月の行事予定表に見積期限日を記載し、担当者だけでなく、他の事務職員にも見積期限日を意識させ、支出負担行為が遅延しないように事務室全体で確認を行うこととした。 また、支払いについても執行整理票で遅延しているものがないか、複数でチェックするよう、チェック体制の強化を図った。
福山高等学校	平成30年度と同様、パソコンの物品事故により、損害が発生している。(1件 県負担額49,500円)	職員に対し、学校における施設・設備については大切な財産であることを充分認識するよう注意を喚起した。 また、パソコンの取扱いについては、情報セキュリティの観点からも適正に使用管理するよう指導した。
鹿屋工業高等学校	平成29年度に支払うべき給料を、令和元年度に支払っているものがある。(3件 425,158円)	今後は、関係法令、条例等十分確認するとともに、複数のチェック体制を整え、正確な事務処理を行うよう、事務室全体で共通理解を図った。
串木野養護学校	平成30年度と同様、	夏季休業など長期間学校での勤務がない非常

	旅費の支払が遅延しているものがある。 (3か月以上1件)	勤職員においても、用務終了後、旅費請求に係る手続きを早急に行うよう指導し、事務室においても、出張後の旅費請求の確認を徹底するようにした。
--	---------------------------------	--

監査委員公表第 8 号

令和 2 年 3 月 26 日付け監査第 128 号の監査結果に基づき、令和 2 年 6 月 11 日付け鹿公委会第 19 号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 14 日

鹿児島県監査委員 長野信弘  
 同 大 藪 豊  
 同 寺田洋一  
 同 成尾信春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
鹿児島中央警察署	平成 30 年度と同様、パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。(2 件 県負担額 4,556 円)	1 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。 2 教養資料等を発出して、職員の事故防止にかかる意識醸成を図り、再発防止に努めている。
	交通事故が複数あり、公用車等に多額の損害が発生している。(9 件 県負担額 1,019,995 円)	1 事故当事者に対する運転訓練を実施したほか、職員を対象に運転シミュレーターを利用した訓練を実施した。 2 若手職員に対する車両点検要領を身につけるための教養を実施したほか、定期的に車両点検を行い、故障等に伴う事故防止に努めている。 3 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。 4 朝礼時に、他所属で発生した事事例の紹介、職員によるヒヤリハット体験談の発表及び安全運転 6 則の唱和を行い、再発防止に努めている。
鹿児島西警察署	平成 30 年度に支払うべき役務費を令和元年度に支払っているものがある。(8 件 4,127 円)	1 関係職員に対する指導・教養を実施したほか、職員間で関係する情報の共有を図り、再発防止に努めている。 2 幹部職員による関係書類の直接確認等による業務管理の強化に努めている。
	平成 30 年度と同様、公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(4 件 県負担額 166,488 円) 交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。(11	1 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。 2 職員に対する実践的運転技能訓練を実施するとともに、教養資料を発出して、職員の意識醸成を図り、再発防止に努めている。 3 若手職員による自損事故の割合が多かったことから、署独自の施策として、「公用車運転制限制度（複数人で用務地へ向かう際、上司・先輩が運転）」を導入して、事故防止に

	件 県 負 担 額 257,895円)	取り組んでいる。
鹿児島南警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(6件 県負担額259,810円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。</li> <li>2 安全運転指導員等会議を開催して、効果的な事故抑止対策の検討を行い、同検討結果を基に再発防止に努めている。</li> <li>3 事故防止のためのワンポイントアドバイス等を記載したカードを職員に配付して、注意喚起を促し、再発防止に努めている。</li> <li>4 新卒配置職員に対する二輪車整備訓練、運転訓練を実施して、再発防止に努めている。</li> <li>5 職員に対する運行前の点検要領及び後退誘導訓練を実施した。</li> <li>6 定期的に公用車の整備点検を実施して、故障等に伴う事故防止に努めている。</li> </ol>
	平成30年度と同様、交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(9件 県負担額223,989円)	
指宿警察署	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。(2件 県負担額193,650円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故当事者に対する個別の事故防止教養を実施した。</li> <li>2 各種会議において、幹部職員による具体的事例に基づく再発防止の指示・教養を実施した。</li> </ol>
南九州警察署	現金を誤ってシュレッターにかけたことにより、損害が発生している。(1件 県損害額3,000円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公金の適正管理の重要性について指導・教養を実施した。</li> <li>2 幹部等が定期的に、職員が保管する現金等の保管状況を確認して適正管理に努めている。</li> <li>3 現金を保管する専用の封筒を整備し、適正な管理を指導した。</li> </ol>
南さつま警察署	平成30年度と同様、交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(2件 県負担額44,943円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員に対し、安全運転指導員による運転訓練を実施した。</li> <li>2 朝礼時、職員による事故防止等に関する体験発表を行い、情報共有を図り再発防止に努めている。</li> <li>3 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。</li> </ol>
薩摩川内警察署	平成30年度と同様、パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。(2件 県負担額40,118円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。</li> <li>2 事故防止のための教養資料を職員に配付して、再発防止に努めている。</li> </ol>
始良警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(4件 県負担額139,228円)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。</li> <li>2 朝礼時、職員による事故防止に関するヒヤリハット体験談の発表、公用車安全運転5則の唱和等を行い、再発防止に努めている。</li> <li>3 事故当事者に対する個別運転訓練を実施した。</li> <li>4 若手職員に対する安全運転指導員同乗による模擬コースを利用した継続的な運転訓練を実施した。</li> </ol>
	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。(3件 県負担額260,410円)	

		<p>5 全職員を対象にした公用車事故防止対策会議を開催して、事故抑止対策の検討を行い、同検討結果を基に再発防止に努めている。</p> <p>6 高さ制限箇所等の通過時における車両上部の衝突事故を未然防止するため、全公用車内に車両の高さを表示したシールを貼付した。</p>
霧島警察署	<p>公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(6件 県負担額145,111円)</p>	<p>1 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。</p> <p>2 事故当事者及び地域課員に対する安全運転指導員等による運転訓練を実施した。</p> <p>3 事故防止のための教養資料を職員に配付して、再発防止に努めている。</p>
	<p>交通事故により、公用車等に損害が発生している。(1件 県負担額204,800円)</p>	<p>4 管内のヒヤリハット体験談を地図に落とし、危険箇所の共有を図り事故防止に努めた。</p> <p>5 天候に応じた防衛運転の励行を機会あるごとに指示した。</p>
曾於警察署	<p>パソコンの物品事故により、損害が発生している。(1件 県負担額141,912円)</p>	<p>1 各種会議において、幹部職員による再発防止のため、パソコンの近くに飲み物を置かない等、具体的な指示・教養を実施した。</p>
	<p>交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(4件 県負担額127,327円)</p>	<p>1 各種会議において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。</p> <p>2 事故当事者に対し、交通課員による運転訓練を実施した。</p> <p>3 故障等による事故を防止するため、毎週1回、幹部職員の立会いによる車両の整備点検を実施している。</p>
志布志警察署	<p>交通事故により、相手方車両に損害が発生している。(1件 県負担額350,337円)</p>	<p>1 各種会議において、具体的な事例に基づく、再発防止の指示・教養を実施した。</p> <p>2 全職員に対し、安全運転指導員による運転訓練を実施した。</p>
鹿屋警察署	<p>交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(8件 県負担額155,548円)</p>	<p>1 朝礼時において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。</p> <p>2 事故当事者に対する運転訓練及び個別指導を実施した。</p> <p>3 全職員に対し、気象状況を考慮した車両運転の注意喚起を実施した。</p> <p>4 朝礼時において、安全運転6則の唱和を行い、職員の意識醸成を図り、再発防止に努めている。</p> <p>5 車両の死角及び内輪差について全体教養を実施した。</p>
瀬戸内警察署	<p>交通事故により、公用車等に損害が発生している。(1件 県負担額407,888円)</p>	<p>1 故障等による事故を防止するため、日常点検に加え、毎月1回以上、全職員による車両の整備点検を実施した。</p> <p>2 職員に対する模擬コースを利用した体験・実践型の運転訓練を実施した。</p> <p>3 職員による事故防止等に関するヒヤリハッ</p>

		ト体験の発表を行い、情報の共有を図り、再発防止に努めている。
徳之島警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(5件 県負担額 253,745円)	1 各種会議等において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。 2 事故防止のための教養資料を職員に配付して、再発防止に努めている。 3 全職員に対する、模擬コースを利用した運転訓練を実施した。
	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。(3件 県負担額 145,408円)	
沖永良部警察署	平成30年度と同様、公用車の物品事故により、損害が発生している。(1件 県負担額74,810円)	1 職員に対する模擬コースを利用した安全運転特別訓練を実施した。 2 各種会議等において、幹部職員による再発防止の指示・教養を実施した。 3 運行前点検の徹底、幹部職員による出発前の声かけ、天候等に応じた安全運転の励行について、継続的な指示・教養を実施した。

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年7月14日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 烈火の炎 3 9 A S 1	株式会社平和	0P0362
ぱちんこ遊技機	P A 祭	株式会社愛喜	0P0201
ぱちんこ遊技機	P A 貞子 v s 伽椰子 頂上決戦 F W A	株式会社藤商事	0P0430
回胴式遊技機	S ハイパーブラックジャック Z G	株式会社オーゼキ	0S0528
回胴式遊技機	S R K 1 W C C 編 Y B	株式会社スパイキー	0S0442

### 労働委員会告示

#### 鹿児島県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和2年7月14日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

#### あっせん員候補者名簿

氏名	職業等	委嘱年月日
田中 佐和子	現 弁護士	平成26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授	平成27. 7. 14

	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
北崎 浩嗣	現 鹿児島大学教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 2. 7. 1
新納 幸辰	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成30. 7. 2
平田 浩和	元 鹿児島県総括危機管理監 (兼) 危機管理局長 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成30. 7. 2
下町 和三	現 連合鹿児島会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成30. 7. 2
村屋 高広	前 日本郵政グループ労働組合九州地方本部執行委員 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成29. 9. 12
東 健一郎	現 自治労鹿児島県本部臨時執行委員 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 2. 7. 1
海蔵 伸一	現 情報産業労働組合連合会鹿児島県協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 2. 7. 1
木佐貫 美保	現 U A ゼンセンイケダパン労働組合中央執行副書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 2. 7. 1
米盛 庄一郎	現 米盛建設株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成28. 7. 1
柳田 由美	現 株式会社丸屋ブライダル代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成29. 12. 12
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成30. 7. 2
水淵 大作	現 水淵電機株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 2. 7. 1
上野 総一郎	現 南国殖産株式会社取締役常務執行役員 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 2. 7. 1
田島 栄治	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和 2. 4. 14
大窪 郷子	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和 2. 4. 14
折田 信一	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	平成31. 4. 9